

「新規入園申請」及び「転園申請」に必要な書類

すべての方に提出していただく書類

- 1 「施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書」
- 2 認可保育園等入園申請に関する同意書
- 3 マイナンバー申告書（新規入園申請）
- 4 入園希望児童の母子健康手帳
- 5 保育の必要性の事由を確認するための書類

保育の必要性		必要書類	注意事項
就 労	家庭外就労	①就労証明書（事業主が記入）	就労予定・復帰予定で提出された方は就労後給与支給明細書等の写しの提出が必要です。
	自 営 業・ 内職の就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②確定申告書（写）や（自営事業所の）領収書等自営が分かるものを添付 ※専従者については確定申告書第二表（写） ③状況説明書（就労者自身が記入）	自営手伝等で給金が発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。
	農 業 就 労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②農業所得が記載されている確定申告書（写）等 ③状況説明書（就労者自身が記入）	農業手伝等で給金が発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。
妊 娠 ・ 出 産		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の分かるページ）	産前2か月、産後3か月（出産月を含む。）が保育の実施期間です。新規入園の場合、期間終了後に育休取得又は求職中での理由で入園継続はできません。就労で申請された場合であっても入園月が産前産後期間と判明すれば同様に産後で退園となります。
疾病 障害	疾 病	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書（医師の診断）	診断書には、症状や治療見込及び療養に必要な期間の明記が必要です。場合によっては診断書の再提出や入園期間を限定する場合があります。
	障 害	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書等	障害者手帳をお持ちの方は診断書の代わりとなります（手帳の写し不要）。
介 護 等		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②介護保険証（写）と介護計画書又は診断書 ③状況説明書（就労者自身が記入）	同居親族で常時介護又は看護が必要な場合
求 職 活 動 （起業準備） （派遣就労先未定）		①求職活動利用誓約書（保護者自身が記入）	申請後に就労内定が決まった場合は、就労として再度届出が必要です。また、 <u>入園して3か月以内に就労の確認ができない場合は、原則退園となります。</u>
就 学		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②在学証明書又は学生証の写し ③就学の期間・日数・時間が分かる資料	就学の期間が入園可能な期間となります。1年ごとの申請となるため、毎年在学証明書の提出が必要です。
育 児 休 業		①就労証明書（事業主が記入）又は辞令等	新規申請及び3歳未満児の転園申請はできません。
そ の 他		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②その事由を証明するもの	災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接子育て支援課にご相談ください。

※場合により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

ご家庭やお子さんの状況に応じて提出いただく書類

必要書類	状況	注意事項
在留カードの写し（両面）	保護者が外国籍である	※父母ともに外国籍の場合、両親分が必要です。 ※就労・求職活動を理由に利用申し込みを行う場合は、利用申込日時点で就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。
離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	保護者が離婚を前提に別居している	※書類が提出できない場合は、父母どちらのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性の事由を確認するための書類の提出が必要となります。
保育料軽減申請書	次のいずれかに該当 ・申請児童の就学前兄弟が射水市外の幼稚園又は特別支援学校等に在籍している。 ・生計を一にする申請児童の兄弟が、保護者と異なる住民基本台帳に記載されている。	※詳細は9ページ保育料の軽減の項目を参照ください。
収入と控除額がわかる書類	保護者が海外勤務や入国により、日本で課税されていない	※入園決定後、市から用紙を送付します。
育児休業の延長の許容に関する申出書	保護者が育児休業の延長を許容できる場合	※申出書の提出があった場合、利用調整において調整指数を大幅に減点しますが、利用調整の結果、入所可能な保育施設がある場合には利用内定となります。 ※提出にあたっては、申出書様式に記載のその他の注意点についても内容を必ずご確認ください。

※ 利用申込書を提出する前に、必ず写しをとって保管してください！

令和8年4月以降、保育園等に入れなかったことを理由にハローワークへ育児休業給付金の支給期間延長の手続きを行う際には、保育園等の利用申込書の写しの提出が必要となります。提出済の利用申込書の写しをとりたいとの申し出にはお答えすることができませんので、**利用申込書を提出する前に必ず写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**育児休業給付金についての詳細は、所管のハローワークへお問い合わせください。

※ 育児休業および給付金の延長を目的とした申請はできません！

保育園等に入園できなかった旨の通知（いわゆる不承諾通知）については、保育園等の入園申し込み後、入園ができなかったことをお知らせするものです。育児休業および給付金の延長を目的として、保育園等の利用の意思が無いにもかかわらず、保育園等の入所を申し込むことはできません。また、育児休業および給付金の延長を目的とするいかなるご質問にもお答えすることはできません。